

【用語】手形—印鑑をおした証明書 仮令ハ—たとえば 上下—合計、都合 後室—未亡人 上人—僧侶の敬称、僧位の名 熊野比丘尼—熊野三社権現の縁起を語り諸国を勧進した尼僧 当歳—その年に生まれた子 搦之囚人—捕縛されている犯罪者 欠落—密かに他郷へ逃げ失せること、逃散 様躰—外面に表れた様子、身なり、ありさま 人改衆中—関所の番人

【解説】江戸時代の上野国内には一四の関所が置かれていた。そのなかで東海道の箱根関所と並び称される中山道の碓氷関所は、松井田宿と坂本宿の間の横川村（松井田町）にあったことから横川関所とも呼ばれた。関所における警備の主眼は「入り鉄砲に出女」の取締りであり、関所を通行する場合、原則として通行手形が必要であった。とりわけ女性の往來を厳しく警戒したことから、幕府の女手形発行規定はきわめて詳細であった。

この文書は、手形の発行に際して記載すべき事項を指示したもので、幕府の留守居役（手形発行事務を担当）から関所を管理する全国の諸大名や代官へ通達された。通行する女性の合計人数、乗物の数、剃髪した女性の区分、囚人や死骸改めなど細かく指示しているほか、通行手形の有効期限も発行日から最大二ヵ月以内であったことがわかる。なお、幕府は貞享三年（一六八六）七月、この女手形記載規定をさらに増補、改訂したものを公布するが、碓氷関所には元禄十年（一六九七）九月七日付けで貞享三年の条目と同じ内容の通達が残されている。